2026年11月6日

各　位

会社名　　月島ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　川﨑　　淳
コード番号　　6332（東証プライム市場）
問合せ先　　総務部長　吉川　敦士
電　　話　　03-5560-6511

譲渡制限付株式報酬制度の改定内容の決定に関するお知らせ

当社は、2026年９月30日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに定款の一部変更及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」（以下「９月30日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、2026年12月４日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の第３号議案として「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」（以下「本議案」といいます。）を付議することを予定しておりますが、本日開催の取締役会において、当該改定の具体的な内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度改定の目的等

当社は、2019年６月25日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に伴う報酬枠の設定等についてご承認をいただいております。

９月30日付プレスリリースに記載のとおり、この度の本制度の改定（以下「本制度改定」といいます。）は、当社と三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」といいます。）との経営統合に係る株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に伴い、これまでに対象取締役に付与した当社の譲渡制限付株式に代えて交付される三菱月島化工機ホールディングス株式会社（三菱化工機は、本株式交換の効力発生を条件として、2027年４月１日付でその商号を「三菱月島化工機ホールディングス株式会社」に変更する予定です。以下「三菱月島化工機ホールディングス」といいます。）の普通株式（以下「交換後株式」といいます。）について譲渡制限を引き続き課すことにより、対象取締役に当社を含む三菱月島化工機ホールディングスグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを持続的に与え、また、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

本制度改定は、本臨時株主総会において第１号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。なお、本制度改定は、現行の本制度に基づき既に付与済みの譲渡制限付株式報酬及び交換後株式を対象とするものです。

２．本株式交換時の取扱いに係る本制度の改定の概要

従来の本制度は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとして、ご承認いただいております。

この点について、本制度改定では、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式の全部について、本株式交換の効力発生後は交換後株式に係る譲渡制限付株式報酬へ置き換えるために、本株式交換に伴う譲渡制限の解除及び無償取得を行わないこととします。

３．交換後株式を対象とする本制度への改定の概要

対象取締役に対して付与済みの当社の譲渡制限付株式が、本株式交換の効力発生後に交換後株式に置き換わることに伴い、本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容は以下のとおり改定します。

なお、本議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役に付与した本割当株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも本制度改定の内容を反映させるべく、対象取締役及び三菱月島化工機ホールディングスとの間で必要な合意を行う予定です。

	現行	改定後
対象株式	当社普通株式	三菱月島化工機ホールディングスの普通株式（交換後株式）
報酬等の額	譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額 8,000 万円以内	既に付与済の当社普通株式に対して、本株式交換に伴い交換後株式が交付されるため、新たな金銭報酬債権の付与又は払込みは要しない。 報酬等の額は交換後株式の時価を基礎として算定する。
付与する株式の数	譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数は年 93,000 株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）	対象取締役に対して、本株式交換に伴い、付与済みの譲渡制限付株式の数（年93,000株以内）に株式交換比率である 0.88 を乗じて算定される数の交換後株式が交付される。 本株式交換に伴い交付されるものであり、新たな株式の発行又は処分は行われない。
譲渡制限期間	３年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間	本株式交換の効力発生時点における改定前の本割当株式に係る譲渡制限期間の残存期間
退任時の取扱い	対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当	対象取締役が譲渡制限期間満了前に、三菱月島化工機ホールディングス又はその子会社の取締役又は執行役員の地位（以下「本地位」という。）のいずれからも退任

	然に無償で取得する。	又は退職した場合には、任期満了、死亡その他正当な理由による場合を除き、三菱月島化工機ホールディングスは、交換後株式を当然に無償で取得する。
譲渡制限の解除	対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。	対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、本地位にあったことを条件として、交換後株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に本地位のいずれからも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する交換後株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、三菱月島化工機ホールディングスは、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない交換後株式を当然に無償で取得する。
組織再編等における取扱い	当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。	当社は、譲渡制限期間中に、三菱月島化工機ホールディングスが消滅会社となる合併契約、同社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が同社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して同社の株主総会による承認を要さない場合においては、同社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、改定前の本割当株式に係る譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の交換後株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、三菱月島化工機ホールディングスは、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない交換後株式を当然に無償で取得する。
その他の事項	当社の取締役会において定めるものとする。	（現行どおり）

以　上